**第2期子ども・子育て支援事業計画への意見を募集しています**

**問い合わせ　子ども保育課子ども保育係　23-6040**

　市では現在、「子ども・子育て支援法」に基づく施策の円滑な推進を図るため、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

　本計画の策定にあたり、皆さんの意見を聞かせてください。

■対象者

　市内に居住または勤務している人、事業所を有する個人または法人

■公表方法

市ウェブサイトでの閲覧

　（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,0,29,html）

窓口での閲覧

▼子ども保育課（市役所西庁舎2階）

▼市政情報センター（市役所東庁舎１階市政情報課内）

▼市政情報コーナー（市役所各総合支所地域振興課内）

■募集期間

　2月25日～3月16日

■応募方法

　計画案に対する意見と氏名（名称）、住所、電話番号を必ず記載し、次のいずれかの方法で応募してください。

※匿名、電話の意見には応じられません。

持参の場合

　月～金曜日（祝日除く）８時30分から17時15分まで

　子ども保育課または各総合支所地域振興課に持参

郵送の場合

　〒9８９―６１８８

　大崎市古川七日町１番１号

　民生部子ども保育課に郵送（3月16日必着）

ファクスの場合

　子ども保育課（23-2112）に送信

メールの場合

　子ども保育課（hoiku@city.osaki.miyagi.jp）に送信

**子ども予防接種週間に、受けていない予防接種を受けましょう**

**問い合わせ　健康推進課保健・地域医療担当　23-5311**

　3月1日から7日までは、「子ども予防接種週間」です。

　感染症は、新しく集団生活が始まる春先に流行します。入学や入園などで集団生活が始まる前に、受けていない予防接種を確認して、接種を受けましょう。

　予防接種を希望する場合は、事前に協力医療機関に予約をして接種を受けてください。

■子ども予防接種週間の協力医療機関と実施日程

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域 | 協力医療機関名 | 電話番号 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 |
| 古川 | ありま小児科医院 | 22-7070 | ー | ○ | ○ | ○ | ー | ○ | 午前 |
| 片倉病院 | 22-0016 | ー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 午前 |
| 鎌田内科クリニック | 24-1700 | ー | ○ | ○ | ○ | 午前 | ○ | 午前 |
| 佐藤病院 | 22-0207 | ー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 午前 |
| 高橋医院 | 22-0791 | ー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 午前 |
| 千葉医院 | 22-3228 | ー | ○ | ○ | 午前 | ○ | ○ | 午前 |
| 冨樫クリニック | 23-4456 | ー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 午前 |
| まつうら内科小児科  クリニック | 23-5677 | ー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 古川民主病院 | 23-5521 | ー | ー | 午後 | ー | ー | ー | ー |
| 穂波の郷クリニック | 24-3880 | ー | 午後 | 午後 | 午後 | 午後 | 午後 | ー |
| 松山 | わたなべ産婦人科  内科・小児科 | 55-3535 | ー | ○ | ○ | ー | ○ | ○ | 午前 |
| 三本木 | 岩渕胃腸科内科クリニック | 52-6211 | ー | ○ | ○ | 午前 | ○ | ○ | 午前 |
| 近江医院 | 52-3057 | ー | ○ | ○ | ○ | 午前 | ○ | 午前 |
| 鹿島台 | 佐久間内科医院 | 56-3700 | ー | 午後 | 午後 | 午後 | ー | ー | ー |
| 渡辺外科胃腸科医院 | 56-5211 | ー | ー | ○ | ○ | ○ | ○ | 午前 |
| 岩出山 | 髙橋医院 | 72-1005 | ー | 午後 | 午後 | ー | 午後 | 午後 | ー |
| 鳴子  温泉 | 佐藤医院 | 82-2656 | ー | ○ | ○ | ー | ○ | ○ | 午前 |
| 遊佐クリニック | 81-1133 | ー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 午前 |

○：午前・午後どちらも実施　午前：午前のみ実施　午後：午後のみ実施

**市民バスの一部路線でダイヤ改正を行います**

**問い合わせ まちづくり推進課公共交通担当　23-5069**

　4月1日から、大崎市民病院を経由する便の時間変更や、田尻総合支所前のバス停移設などを行い、市民バスが、より利用しやすくなります。

■宮沢真山線、松山鹿島台線

　大崎市民病院の外来患者の利用実態に合わせ、市民病院を経由する便などをダイヤ改正

■三本木大衡線、北側循環便、シャトル便

　中心市街地の渋滞などの交通事情に合わせたダイヤ改正

■大貫線

　田尻総合支所新庁舎の供用開始に伴い、県道沿いに設置している「田尻総合支所前停留所」を支所敷地内に移設

※停留所の移設に伴い「田尻総合支所前」～「沼部」間が2分間隔、「沼部」～「横須賀土手」間が1分間隔の運行になります。

■宮沢真山線時刻表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 停留所名 | 3便 |  | 停留所名 | 4便 | 6便 |
| 古川駅前 | 13：20 |  | 真山御上 | 9：15 | 14：35 |
| 七日町 | 13：25 |  | 宮沢 | 9：43 | 15：03 |
| 大崎市民病院 | 13：35 |  | 大崎市民病院 | 10：06 | － |
| 宮沢 | 13：58 |  | 七日町 | 10：16 | 15：18 |
| 真山御上 | 14：26 |  | 古川駅前 | 10：21 | 15：23 |

■松山鹿島台線時刻表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 停留所名 | 5便 |  | 停留所名 | 4便 |
| 古川駅前 | 13：07 |  | 鎌田記念ホール | 8：50 |
| 道の駅おおさき | 13：16 |  | 松山町駅前 | 9：10 |
| 大崎市民病院 | 13：28 |  | 大崎市民病院 | 9：47 |
| 松山町駅前 | 14：05 |  | 道の駅おおさき | 9：59 |
| 鎌田記念ホール | 14：25 |  | 古川駅前 | 10：08 |

■三本木大衡線（土曜・日曜・祝日）時刻表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 停留所名 | 4便 |  | 停留所名 | 7便 |
| 古川駅前 | 10：06 |  | 三本木音無 | 10：53 |
| 道の駅おおさき | 10：15 |  | 三本木総合支所前 | 11：00 |
| 稲葉一丁目 | 10：26 |  | 稲葉一丁目 | 11：11 |
| 三本木総合支所前 | 10：36 |  | 道の駅おおさき | 11：21 |
| 三本木音無 | 10：43 |  | 古川駅前 | 11：31 |

■中心市街地循環便（北側循環便）時刻表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 停留所名 | 2便 |  | 停留所名 | 6便 |
| 古川駅前 | 10：16 |  | 古川駅前 | 17：00 |
| 福浦団地 | 10：29 |  | 南町団地入口 | 17：09 |
| 大崎市民病院 | 10：49 |  | 大崎市民病院 | 17：16 |
| 南町団地入口 | 11：01 |  | 福浦団地 | 17：36 |
| 古川駅前 | 11：10 |  | 古川駅前 | 17：49 |

■シャトル便時刻表

|  |  |
| --- | --- |
| 停留所名 | 5便 |
| 古川駅前 | 17：20 |
| 台町 | 17：23 |
| 大崎市民病院 | 17：34 |
| 七日町 | 17：43 |
| 古川駅前 | 17：48 |

※停留所を一部省略しています。

※改正後の「大崎市民バスマップ総合時刻表」を3月下旬から、まちづくり推進課、各総合支所地域振興課などで配布します。

**国民健康保険（国保）の資格変更はありませんか**

**問い合わせ　保険給付課国民健康保険担当　23-6051**

　就職や引っ越しなどで国保に加入・脱退をする人は、14日以内の手続きが必要です。

　手続きが遅れると、医療費が全額自己負担になる場合や、保険料を二重に納める可能性があります。

　届け出は、本人か同一世帯の人、本人からの委任状を持参できる人が行えます。また、届け出に来た人の本人確認を行いますので、運転免許証などを持参してください。

　資格変更があった人は、必ず手続きをしましょう。

社会保険を喪失した人の健康保険

　次のいずれかの公的医療保険に加入してください。

■任意継続被保険者制度

　社会保険などに2カ月以上継続して加入していた人は、最長で2年間、継続加入することができます。資格の喪失後20日以内に手続きが必要です。詳しくは、本人の勤務先に確認してください。

■家族の社会保険など

　家族の社会保険の扶養に入ることができる場合があります。詳しくは、家族の勤務先に確認してください。

■国民健康保険

　市民課または各総合支所市民福祉課市民窓口担当で手続きを行ってください。

■届け出が必要な場合

|  |  |
| --- | --- |
| 事例 | 必要なもの |
| 勤務先の健康保険を脱退したため、国保に加入したい | 資格喪失連絡票や社保離脱証明書、国保に加入する人の個人番号が分かるもの |
| 勤務先の健康保険に加入するため、国保をやめたい | 国保被保険者証、勤務先の健康保険証、国保をやめる人の個人番号が分かるもの |
| 国保に加入している人が、住所・氏名変更や世帯分離  ・合併をした | 国保被保険者証、世帯主が変更・分離・合併する場合は世帯全員の国保被保険者証、変更をする人の個人番号が分かるもの |